お知らせページ

住民課より

国民健康保険証が切りかえになります

国民健康保険証が、四月一日より新保険証と切り替えになります。新しい保険証は三月二十日頃、皆様のお手許に、お届け致しますので、転入・転出・社会保険の資格取得・喪失等届け出のしていない方がありましたら、保険証・印鑑（社会保険加入の方は社会保険証も）を御持参の上、役場へ届け出て下さい。

尚、保険証と相違していた場合もご連絡をお願いします。

（新しい保険証は、二年間使用致しますので、大切にして下さい）

犬の放し飼いをしないで下さい

新潟県では犬が人畜その他に危害を加えることを防止するため、飼い主は、飼い犬を常に綱・鎖等でつなぐように義務づけています。

最近放し飼いが多く、特に朝に目立ちます。飼い主にすれば家の犬はおとなしいと言われますが、他人には大変恐ろしいものです。

役場にも苦情がきております。今後抜き打ちに捕て犬として引きとることもありますので、絶対に放し飼いをしないようにご注意下さい。

東部用水路をきれいに

東部用水路にごみを捨てる人がいて困っています。

従来から川等にごみを捨てる習慣があったので、つい何気なく捨てるのだと思いますが、清掃法に厳に禁止されており、かゝる行為をした場合は、罰金又は拘留に処せられることもあります。

部落毎にごみ取りの柵を作り、他部落に迷惑をかけないようにとの一応はしておりますが、実際はよく守られず曲地内では大変迷惑しております。

又、水量の少ないときは、悪臭を発し、環境衛生の面でも衛生害虫発生の原因にもなりますので、今後は絶対に河川にごみを捨てないで下さい。

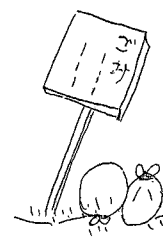

村税等の納入のお奨め

昭和45年度の村税、国保税、年金保険料の納入は全部お済みでしょうか、又44年以前の未納のある方も完納されましたか、未納のある方は3月15日まで納入下さい。

3月下旬滞納整理を実施します、御協力下さい。

税務係

産業振興課より

軽油免税証の交付のおしらせ

去る2月15・16日に農耕用軽油免税証の交付申請をされた方は、次により受とりに来て下さい。

一、交付月日時
3月24日午前10時～午後3時

二、交付場所
月潟村役場税務係

三、注意
1. 免税証を受領に来られるとき、申請書に押印した印かん共同の場合は代表者の印かん）持参して下さい。
2. 当日都合が悪くて交付を受けられない方は、なるべく早く巻財務事務所で受領して下さい。

中の口川堤敷内に作物を作付しないよう

中の口川堤敷内に無許可で作物が作付されてありますのでこの撤去をお願いしてありますが、今年は絶対に作付しないように。若し作付された場合係員で撤去しますから諒承下さい。（土木係）

昭和四十六年度固定資産税課税台帳の縦覧について

固定資産税課税台帳の縦覧を左記により供しますから縦覧下さい。

記

一、日時　三月一日から二十日迄

二、場所　月潟村役場

健康メモ

子供のひきつけ

日常生活の中で最も多いのは、熱性けいれん（熱がでる時おこる）です。

突然意識を失ってたおれ、からだを固くし、後ろにそりかえり、手はまげ、足はのばし、呼吸はとまり、口びるは紫色になります。10～20秒後には、頭をふり、手足を激しくまげのばし、その時舌をかむことがよくあります。

◎ 応急処置

① まずおちつくこと
普通数分以内でおわり、死亡することはありません。

② 大声でよんだり、ゆすったり、おさえることは、かえって悪く、静かな暗い部屋にねかせて衣服をゆるめ呼吸を楽にしてやります。

③ 舌をかまないように
割バシにガーゼ等まいて、口の中に入れます。

④ 顔を横にむける
つばや、吐いた物が気管に入らぬよう、高熱があるときは、ひやしてやります。

⑤ ひきつけの後の注意
異常がないようでも必ず一度医者に見てもらいましょう。

おめでた　おくやみ

二月一日～二月二十八日受理

◎生れた人

氏名	保護者	部落
藤村知子	征一	下曲通
野内太郎	勝利	東長嶋
高橋多恵子	民男	下曲通

◎亡くなった人

氏名	齢	世帯主	部落
渡辺ハナ	(82)	仁三郎	西貴場
田辺堅二	(60)	十四夫	西貴場
加藤ヨキ	(84)	良平	月潟
田中由太郎	(68)	正弘	釣寄

編集後記

日ごとに春めき、ぽつぽつ冬がこいから盆栽が取出され、日あたりの良い軒先に並べられる様子が見受けられます。

三月に入るとすぐ御ひな祭、十八日は彼岸入と、かけ足で訪づれて来ます。

二・八の不況ムードになやむ商工業者、益々強化される農家の米生産調整など、と今年はなかなか大変な年になりそうです。でも負けては居れず体に注意して働きましょう。

昭和45年度も今月で終りです。今年度こそ親しまれる広報にと編集員一同頑張ります。御協力をお願いします。